**○議長　赤嶺奈津江さん**　ただいまから令和５年第１回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　令和５年第１回定例会の開会に先立ち、一言、ご挨拶を申し上げます。

　本定例会は、令和５年度の当初予算も審議する議会であります。本日までに提出された案件は、令和５年度の一般会計予算をはじめ、国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業会計及び土地区画整理事業の予算５件、条例12件、その他５件の合計22件の議案と、報告３件、陳情４件が予定されております。また、追加議案として、後日、令和４年度一般会計補正予算及び各特別会計の補正予算が提出されることになっております。したがって、今定例会の会期は、本日から28日までの27日間を予定しております。会期日程表及び議案等の取扱いについては、去る２月21日の議会運営委員会の協議で各所管の委員会に付託を予定しておりますので、各委員会におかれましては、会期日程表に基づき十分に審査、または調査の報告がなされますようお願いいたします。

　この際、町長をはじめ、執行部各位に申し添えますが、より円滑な議会運営及び議案審議がスムーズに行われますよう、議案を提案する場合、関係資料を準備し議場に臨んでいただきたいこと。次に、予算関係議案の説明に当たっては、新規事業や今までと変わる事項がある場合には、特に資料提供や分かりやすい説明方法に努めていただきたいこと。また、予算項目で前年度との比較増減が大きい場合には、その理由を明らかにする等、ご留意いただきたいと思います。

　次に、本会議への課長の出席については、直接関係のない議案、例えば特別会計予算などの場合は所管課での待機、職務に専念することを基本にしておりますのでよろしくお願いいたします。

　終わりに、議員各位におかれても、議案審議がスムーズに行われますよう、また、適正妥当な議決に達せられますよう、お願い申し上げ開会の挨拶といたします。

　これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって14番　浦崎みゆき議員、15番　知念富信議員を指名します。

**日程第２．会期の決定**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．会期の決定の件を議題とします。

　お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月28日までの27日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、会期は27日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりであります。

**日程第３．議長諸般の報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３.議長諸般の報告を行います。令和４年第４回定例会から今日までの諸般を報告します。事業名、日時、開催場所については日付順に記入してございます。主な事業につきまして報告します。まず１ページ、５番、令和５年南風原町新年宴会及び叙勲受章者祝賀会が１月４日に３年ぶりに開催され、令和２年受章の中村　勝氏、令和３年受章の新垣善清氏の前議長お二人のご出席がございました。２ページ、10番目です。南部地区市町村議会議長会定例総会が令和５年１月10日に行われ、本会の令和５年度事業計画及び一般会計予算について全会一致で承認されました。次に15番目、沖縄県町村議会議長会第52回定期総会が２月13日に行われ、これまでの議員活動の功績が認められ、照屋仁士議員が沖縄県町村議会議長会より表彰を受けられました。なお本日議会終了後、議場にて伝達式を行いたいと思います。

　次に、本日までに受理した令和４年受付分の陳情第29号と30号、令和５年受付の陳情第１号と第２号は、お手元に配付したとおり各常任委員会へ付託しましたのでご報告いたします。それぞれの内容については、議員各位でご一読くださるようにお願いします。

　次に、南部水道企業団、東部消防組合、那覇市・南風原町環境施設組合、南部広域市町村圏事務組合、南部広域行政組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合の各一部事務組合等の議会の報告が提出されております。

　また、町監査委員から例月現金出納検査結果の令和４年11月、12月、令和５年１月分の報告書及び令和４年度定期監査、行政監査及び財政援助団体等に対する監査の結果報告書が提出されております。

　また、教育委員会のほうから令和３年度教育事務点検評価報告書が提出されておりますので、各自お目通しください。以上をもって諸般の報告とします。

**日程第４．町長の町政一般報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第４．町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がありましたのでこれを許します。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　おはようございます。町長に代わって町政一般報告を行います。始めに総務部総務課関係について申し上げます。町への一般寄附金といたしまして１月20日に有限会社新長堂土木様、１月30日に大野産業株式会社様、２月15日に南風原町商工会女性部様より寄附がございました。本町の福祉向上や教育の充実のために活用してまいります。

　１月21日に町立中央公民館黄金ホールにおいて、人権への理解を深めてもらうために「人権啓発活動地方委託事業（下里豪志ピアノコンサート）」を開催し、多くの皆さんのご参加をいただきました。

　２月19日に町と新川自治会との共催で、「北丘小学校西側避難通路」を避難路とした防災訓練を実施しました。地域・関係者57名が参加し、避難所での間仕切り設置やエアーマットの組み立て等を行い、参加者からは「体験を通して、防災のことを学べて良かった」などの意見がありました。

　２月７日と２月24日に町防災会議を開催し、上位計画の見直しや外部の専門委員の意見等をふまえ、町地域防災計画の修正案を作成しました。同案を今定例会に上程しております。

　次に企画財政課関係について申し上げます。国の制度改革や多様化・高度化する町民ニーズ等に柔軟に対応するため、組織体制や定数について見直しを行い４月１日から実施します。組織体制の強化により、町民サービスの更なる向上に努めます。また、申請・届出等の行政手続きについて、町民の負担を軽減しサービス向上を図るため、４月１日より一部を除いて申請・届出における押印の廃止を予定しております。職員定数及び押印の見直しに関連する条例を今定例会に上程しております。

　１月27日に沖縄振興開発金融公庫と「南風原町地域開発プロジェクト助言業務に関する協定」を締結しました。本協定により、今後実施される町民体育館や北インターチェンジ周辺のまちづくり等をはじめとする様々な事業について、民間活力の活用についての可能性を検討してまいります。まち・ひと・しごと創生法に基づく「南風原町人ロビジョン（改訂版）及び南風原町デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（案）を外部委員で構成する南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会に諮問し、令和５年２月９日に答申を受けました。今後、同戦略に基づき住みやすい・住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

　次に民生部こども課関係について申し上げます。１月24日に沖縄県赤十字大会が開催され、南風原町赤十字奉仕団が活動30年の功績により、業務功労の部社長感謝状の表彰を受けました。令和５年の保育所等の入園受付を終了し、２月末時点の申込者は2,077名です。低所得の子育て世帯に対して、児童一人当たり５万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金は、２月末時点で455世帯、1,007人分、5,035万円の給付を行いました。住民税非課税世帯等に対しての給付金では、一世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金を、２月末時点で1,688世帯、１億6,880万円の給付を行い、５万円を給付する電カ・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金は、２月末時点で3,346世帯、１億6,730万円の給付を行いました。

　次に保健福祉課関係について申し上げます。成年後見制度及び権利擁護支援に関する施策の適切な運用を目的として、「南風原町成年後見制度利用促進協議会」を設置し、１月26日に第１回協議会を開催しました。司法、医療機関、福祉関係者等から成る委員からの意見を踏まえ、権利擁護の支援充実に努めます。

　次に、国保年金課関係について申し上げます。２月28日に、出産・子育て応援事業に係る通知を送付しました。妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援と一体的に実施することにより、安心して出産・子育てができるよう取り組んでまいります。

　次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。道路交通安全施設等整備事業では、通学路交通安全施設整備工事が２月10日に完了しました。橋梁等長寿命化修繕計画策定事業では、南風原町橋梁長寿命化修繕計画改定委託業務が３月１日、監視カメラ整備事業では、宮平川監視カメラ等設置検討委託業務が１月19日にそれぞれ完了しました。

　次に都市整備課関係について申し上げます。公園整備事業では、津嘉山公園整備工事（４－２）を２月７日に同工事（４－３）（４－４）を２月27日にそれぞれ完了しました。街路整備事業では、津嘉山中央線街路事業（２工区）の用地購入、物件補償及び残地補償を２月20日にそれぞれ完了しました。

　次に区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業では、造成工事、磁気探査委託業務がそれぞれ１月31日に完了しました。浸水対策下水道事業では、照屋地内の津嘉山第６雨水幹線工事（３－６）が12月26日、磁気探査委託業務（３－８）が１月12日にそれぞれ完了し、引き続き津嘉山第６雨水幹線工事（４－２）の工事を１月11日、磁気探査委託業務（４－５）を１月27日にそれぞれ契約しました。また、大名地内の兼城第７雨水幹線調査設計委託業務が１月20日に完了しました。末普及解消下水道事業では、磁気探査委託業務が12月12日、汚水管布設工事が２月21日、調査設計委託業務が２月27日にそれぞれ完了しました。

　次に産業振興課関係について申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、12月で終了した地域生活支援事業「第４弾はえるん商品券」は、引換率96.2％、換金率は99.4％となっています。またエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民に対する支援を目的とした価格高騰生活者支援事業「第５弾はえるん商品券」は、２月27日より商品券の引換え及び利用を開始しております。

　次に教育部教育総務課関係について申し上げます。「令和３年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」に関して、教育事務点検評価審議会より２月24日に答申を受け、今議会定例会に報告書を提出していますのでお目通しいただきたいと思います。１月13日に南風原町総合教育会議を行い、「令和５年度一般会計当初予算（教育部）に関する意見書」や教育環境等について協議しました。黄金森公園陸上競技場では、１月10日から２月４日まで、名古屋グランパス春季キャンプが行われました。連携事業として、町立小学校の５、６年生を対象に、名古屋グランパスの栄養士によるオンライン講座と「レモンラッシー」作り体験を行いました。子どもたちは、選手が苦手だった野菜を克服した話なども聞け、食事の大切さを楽しく学んでいました。また、小学生４年生以下の児童対象に「サッカー教室」、町内の小学生対象に「チアダンス教室」を開催し、終了後には、会場において練習の成果を発表をしました。さらに名古屋グランパスと沖縄トヨタグループが協力し、地域貢献活動の一環として本町の小学校４校と中学校２校、町内４サッカーチームにサッカーボール90個の寄贈がありました。地域スポーツの充実に活用してまいります。

　次に学校教育課関係について申し上げます。町立幼稚園、小中学校では12月11日の「教育の日」に、学力向上推進の一環として「学校公開による授業参観」を３年ぶりに開催しました。午後には町立中央公民館黄金ホールにおいて教育長表彰を行い、家庭学習に取り組んだ児童生徒155名を激励しました。２月22日に町立中央公民館黄金ホールにおいて町立幼稚園４園研修会成果報告会を開催しました。各幼稚園の園長、教頭、教諭、町立小学校の幼小連携担当教諭の参加の下、各幼稚園で取り組んだ研究成果の発表を行い、今後の幼稚園教育の充実に資する報告会となりました。成果報告の内容は町立幼稚園以外の職員も視聴できるよう配信を行い、今後の幼稚園教育の充実に資する報告会となりました。

　次に生涯学習文化課関係について申し上げます。12月11日に、国立劇場おきなわ大劇場にて民俗芸能公演「南風原の村遊び」が開催され、町内６字の14演目が披露されました。当日は満員御礼となり、南風原の個性豊かな伝統芸能の魅力を町内外へ発信する機会となりました。12月26日に子ども平和学習交流事業の研修報告会を行いました。参加児童が、研修で学んだこと、感じたことを保護者や関係者に報告しました。成人年齢が18歳になった後初めての成人式として、１月８日に中央公民館黄金ホールにおいて、満20歳を迎えた方々381名を対象に「はたちの集い」が開催されました。286名の参加があり、式辞・祝辞を受け、代表者２名が新成人メッセージとして親への感謝や社会人としての決意を述べたほか、久しぶりの再会で写真撮影や談笑するなど和やかな集いとなりました。１月22日には、文化センター新春演芸会「新時代～書道と踊の共演～」を開催しました。町内の書道教室とダンススクールに通う子どもたちが、日頃の努力の成果を発揮し、コラボレーションによる新しい表現の形を披露して会場を湧かせました。２月４日・５日に町立中央公民館において、「第43回生涯学習・公民館まつり」を開催しました。３自治会による自治公民館活動実践発表会や舞台発表、又、中央公民館サークルによる舞台発表や作品展示等が行われ、今後の活動及びネットワークの充実・発展に繋げました。２月16日に「はえばる大学」の修了式が行われました。18名の修了者は大学で学んだ感想や自分で出来る町づくりについて意見を述べ、今後に生かしていく意欲をのぞかせていました。２月24日に町立中央公民館において、地域学校協働本部事業実行委員会を開催し、今年度の取組状況の確認と令和５年度の事業計画について検討を行いました。更なる事業の充実・発展について各学校長を交え話合いを行いました。以上を申し上げ、令和５年第１回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。また、お手元に1,500万円以上の公共工事に関する行政報告を配布しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上をもって町長の町政一般報告を終わります。

**日程第５．町長の施政方針**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．町長の施政方針となっております。町長より施政方針を述べさせます。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　議員の皆さん、おはようございます。

　それでは令和５年度施政方針を申しあげます。

　令和５年第１回南風原町議会定例会の開会にあたり、予算案をはじめとする各議案の説明に先立ちまして、私の町政運営に対する所信を申し述べ、町民皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

　はじめに、令和２年２月に沖縄県内初の新型コロナウイルス感染者が報告されてから３年が過ぎ、国は新型コロナウイルスの感染症上の位置づけを、令和５年５月から季節性インフルエンザと同等の５類に見直すことが決定されました。しかしながら、コロナ禍以外にも原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等の影響により、町民生活及び地域経済の完全回復には至っていない状況となっています。

　このような中、引き続き町民生活及び地域経済の回復と活性化に向けて取り組んでいきたいと考えております。また、第三次財政健全化計画においては、議員をはじめ町民皆様のご理解・ご協力により、計画期間内に国民健康保険特別会計の累積赤字を解消し、財政調整基金も目標額以上に確保することができました。改めて議員各位、町民皆様に感謝申し上げます。今後も持続可能な財政基盤の確立に努めつつ、重要な政策課題には必要な予算措置を講じるなど、メリハリの利いた町政運営に努めてまいります。

　次に、私は令和４年５月から２期目の町政運営の舵取りを町民から負託されました。引き続き未来へつなぐ「愛・夢・安らぎ」をスローガンに、町民皆様と約束した７つの政策を達成すべく誠心誠意職務にあたっております。具体的には、南風原南インターチェンジ周辺をはじめとする、将来のための土地利用の見直しや、町民体育館の建設を推進します。また、これまで進めてきた平和・教育・文化・福祉・子育て支援等についても町民皆様の声を聞きながらスピード感を持って対応したいと考えております。今後も南風原町に「住みたい」「住んで良かった」「ずっと住み続けたい」、そう思っていただけるような魅力あるまちづくりに取り組みます。

　それでは、令和５年度に実施する施策について、その骨子を申し述べます。

　ともにつくる黄金南風の平和郷について　令和４年10月に「第五次南風原町総合計画後期基本計画」が策定されました。策定においては、コロナ禍にも関わらず参加して頂いた住民会議の皆様、審議会委員の皆様に感謝申し上げます。引き続き総合計画の将来像である「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現に向け諸施策を展開してまいります。

　その基本理念の「平和」、「自立」、「共生」については、町民平和の日を中心に、「平和」の尊さを願う町民の心を、国内はもとより世界へ向けて発信する平和なまちづくりに取り組むとともに、新たな時代の中で、「自立」した多様な人々が育ち集う、地域力のあるまちづくり、そして自然との調和、人と人のつながりを大切にした「共生」のまちづくりを目指します。

　みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちについて　行政情報を積極的に発信し、誰もが情報を共有できるよう広報誌やホームページ、ＳＮＳ等を活用し、迅速に分かりやすく伝える広報活動に努めます。また、多様化する町民ニーズや、時代の変化をいち早く町民皆様と共有するため、まちメールや町政提案箱、行政懇談会の他、ＳＮＳ等の活用により、情報の収集・発信を行います。更に、各種委員会への公募委員の登用、パブリックコメント制度の活用により、町民皆様のご意見が町政に反映されるよう取り組みます。

　きらきらと輝く人が育つまちについて　家庭教育、ふるさと教育、学校教育を通じて、自ら考え、決め、行動できる人づくり、そして人をつなげることでより大きな力が発揮できるよう、人と人のつながりを育む環境づくりを、家庭と学校、地域が一丸となって取り組みます。

　学校教育では、これまで取り組んできた児童・生徒の基礎学力の定着と併せて、全ての教科の基礎となる「読解力」の強化に取り組み「確かな学力」向上を図ります。また、町内小中学校のＩＣＴ環境を活用し、魅力ある授業づくりや子ども達の「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組みます。教師の指導力を強化するため、指導主事２人制を引き続き実施します。更に子ども達一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて、医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学校生活を送れるよう「医療的ケア看護職員」の配置を行います。

　小中学校を取り巻く現状と人口増による課題を把握するとともに、今後のより良い教育環境と質の更なる充実を目的とした、「町立学校適正規模計画」の策定に取り組みます。

　幼稚園教育、保育の充実については、保育の必要性と幼児教育の重要性を認識したうえで「南風原町立幼稚園の今後のあり方について」の方針に基づき、教育・保育を一体的に提供できる「認定こども園」への移行に向けて具体的に取り組みます。

　学校給食については、児童生徒の増に対応するため、老朽化した学校共同調理場の再整備や、今後のあり方の検討を進めるとともに、安全・安心な給食を提供し、健康づくりに努め、食育の推進と給食費の収納確保に努めます。

　教育施設については、北丘小学校体育館の改築工事やプール改修の整備を令和５年度の完成に向け、引き続き行います。また、計画的に小中学校体育館のＬＥＤ照明への切り替えを行い、環境改善と温室効果ガスの削減やコスト削減に取り組むとともに、更なる快適な教育環境の充実に努めます。

　生涯学習を推進するため、中央公民館や文化センターを文化活動や学習活動の拠点として、多くの町民の学び・体験・交流ができる機会の拡充を図ります。また、魅力ある図書館を目指し、電子図書や地域資料等の整備充実、地域と学校が連携・協働できるよう地域学校協働本部（学校応援隊はえばる等）の活用を図ります。

　平和学習・交流・観光関連事業の推進については、沖縄陸軍病院南風原壕群の活用、「子ども平和学習交流事業」による小学生の派遣、「青少年の国際交流」による中学生のハワイ州への派遣を実施します。また、民俗芸能交流会を開催し各地域の文化交流を図ります。

　スポーツ振興については、黄金森公園施設を活用したスポーツキャンプ等を誘致します。また、町民へ広くスポーツ活動の機会を設け、生涯スポーツ及び競技力向上の推進に取り組みます。

　ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまちについて　新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き基本的な感染症予防対策を推進し、町民の安心につながるよう万全の体制で取り組んでまいります。

　子ども・子育て支援については、本町独自で実施している、高校卒業年齢までのこども医療費助成の現物給付の継続、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠出産時の経済的支援に取り組んでまいります。また、地域子育て支援拠点を新たに一か所開設するとともに、子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」設置に向け取り組みます。

　待機児童の解消については、町内保育所等に就職した保育士へ10万円を給付する就職一時金等を継続し、保育士確保に努めます。

　子どもの貧困対策等については、子育て家庭が社会的に孤立することのないよう、居場所の設置や若年妊産婦の支援を継続します。

　障がい者（児）・高齢者支援については、「第６次南風原町障がい者計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」、「第10次南風原町高齢者保健福祉計画」を策定し、更なる福祉サービスの充実を図ります。また、権利擁護支援を含む相談支援体制の強化を図るための、成年後見制度にかかる中核機関を設置します。引き続き、地域包括ケアシステムの更なる発展を図り、障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが地域の一員として、互いに支え合う地域共生社会の実現を目指します。

　町民の健康づくりについては、特定健診の受診率向上に努め、生活習慣病予防に重点を置いた保健活動を強化してまいります。また、一括交付金を活用した学童期における生活習慣病予防健診を継続します。

　国民健康保険事業の運営については、国保制度改革以降も国保特別会計の赤字が続いており、厳しい国保財政の状況改善に向け、沖縄県国民健康保険運営方針に示された市町村の役割をしっかりと担い、県と連携し安定的な運営に向けた取り組みを推進します。

　工夫と連携で産業が躍動するまちについて　農業振興については、農地の有効活用を推進し、農地の保全や土壌改良・地力増強を促進するための土づくり奨励補助を継続します。拠点産地である、かぼちゃの増産支援のため、ミツバチ巣箱設置や花粉交配用品種の導入などの助成を実施し、農業経営基盤の強化に努めます。また、町農業委員会の農地利用最適化推進委員、農業関係団体と連携した耕作放棄地や遊休農地の解消、農地の確保・集積を行うとともに、新規畑人支援事業補助金の給付等により、新規就農者等の農業の担い手育成に取り組みます。

　基幹作物であるサトウキビの振興については、病害虫対策や収穫機械利用経費に対する補助等による生産振興を図ります。

　畜産振興については、経営の安定化を図るため、引き続き畜産公害・環境保全対策事業による支援を行うとともに、家畜伝染病予防事業を活用した支援に取り組みます。

　商工振興については、町商工会と連携し、町内中小企業の経営基盤の強化が図られるよう支援します。また、本町への新たな企業立地の促進・支援を強化し、雇用拡大を推進します。

　伝統工芸産業振興については、振興計画に基づく「後継者育成事業」等を実施し、琉球絣・南風原花織の新規従事者の養成と若者の感性を活かした後継者の育成を琉球絣事業協同組合と連携して取り組みます。

　消費者行政については、沖縄県消費生活センター等関係機関と連携を密にし、広報・啓発活動に努め、消費生活相談を実施します。

　観光振興については、町観光協会と連携して観光施策の推進・振興に努めます。また、観光大使の情報発信力を活用し、本町のＰＲ活動を促進します。

　みどりとまちが調和した安全・安心のまちについて　都市化や生活スタイルの多様化が進むなか、地域における安全・安心な環境基盤づくりを地域と協働し取り組みます。

　防災体制の強化については、地域防災計画に基づき、町で実施する総合防災訓練のほか、地域・学校等における避難訓練等を推進し、町民皆様の防災意識の向上に努めます。

　道路事業については、引き続き町道10号線の整備を行います。

　街路事業については、引き続き津嘉山中央線（２工区）の整備を行います。

　公園事業については、引き続き津嘉山公園の整備を進め、黄金森公園においては、町民体育館の建設に向けＰＦＩ導入可能性調査を行います。また、公園施設長寿命化計画策定を行います。

　津嘉山北土地区画整理事業については、津嘉山交差点から豊見城市向けの道路築造及び宅地造成工事、本部公園線等の整備を進めます。

　下水道事業の汚水整備については、引き続き津嘉山北土地区画整理事業区域内と照屋地内の津嘉山第２汚水幹線工事を重点地区として整備し、新たに地方創生汚水処理施設整備事業を導入し、本部・喜屋武・照屋３地内の整備を進めます。また、下水道接続の普及活動を強化します。雨水整備では、引き続き照屋地内の整備を進めるとともに、大名地内の整備も行います。

　農業集落排水事業については、神里地区汚水処理施設の老朽化に伴う再整備事業の採択に向け業務を進め、各世帯の接続の普及活動についても促進します。

　計画関係については、引き続き南風原北インタ－チェンジ周辺土地利用計画の策定を進め、南風原南インターチェンジ周辺については、照屋地区の区画整理組合設立に向けての地権者支援と、津嘉山地区の事業化検討を行います。また、交通計画については、総合交通戦略の展開方針に基づき、生活道路、通学路における安全対策に取り組みます。

　交通安全施設整備については、引き続き路面標示、横断防止柵等の整備を行います。

　河川関係については、宮平川は令和４年度に実施している「国場川水系浸水解析設計委託業務」の結果を踏まえ、今後の対策に取り組みます。また、長堂川は浚渫工事を実施します。

　環境と共生する美しく住みよいまちについて　住み良い住環境と循環型社会の実現に向け、町民やＮＰＯ、企業・事業所等と連携し、ごみの減量化と資源化・再利用を促進します。また、平成25年度に策定した「南風原町一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行います。

　受付から収集まで時間を要している粗大ごみについて、収集体制を強化し短期間で収集できるよう努めます。ごみの不法投棄等については、巡回パトロールを強化し、立て看板等の設置や関係機関と連携し対策に取り組みます。

　次世代を担う子ども達への環境教育の一環として、ＳＤＧｓの取り組みや「はえばるエコセンター」を活用した各種環境講座、学校との連携による環境学習支援事業を実施し、環境意識の高揚を図ります。

　町民の生活に密接した悪臭、騒音、水質汚濁、振動等の公害問題については、各関係機関と連携し生活環境の保全に努めます。

　健全な行財政運営について　国の制度改正や人口増加に伴う各種課題、多様化・高度化する町民ニーズへの対応など、社会情勢が大きく変化していることから、これらに迅速、柔軟に対応できるよう組織体制の見直しを行い、組織力を強化します。具体的には、令和５年度からまちづくり振興課に土地利用推進班を新設し、南北インターチェンジ周辺をはじめとする土地利用の見直しを推進します。また、令和５年度を自治体ＤＸ元年と位置づけ、企画財政課にＤＸ推進班を新設し、行政手続きの利便性の向上や業務の効率化を図るなど自治体ＤＸを推進します。

　更に公共施設の効率的かつ効果的な整備と質の高い公共サービスを提供するため、公共施設の整備・運営等について、ＰＦＩ等の民間活力の活用について積極的に検討します。

　第三次財政健全化計画については令和４年度で終了しますが、引き続き社会情勢等の状況の変化に柔軟に対応しながら、健全で持続可能な財政運営に努めます。

　予算編成について　令和５年度当初予算は、これまで申し上げた施策に重点を置くとともに、財政健全化計画により縮減していた予算についても見直し、第五次南風原町総合計画後期基本計画に掲げたまちづくり目標に向かって力強く推進するための予算編成を行い、一般会計予算総額は158億4,028万3,000円となっております。

　おわりに　以上、令和５年度の町政運営についての考え方と主要施策の概要などについて述べました。

　予算以外の審議案件として議案17件、また、追加議案として数件提出する予定でございます。議員各位の慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、私の施政方針といたします。ありがとうございました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上をもって町長の施政方針を終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10分間休憩します。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時54分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**日程第６．議案第３号　南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第６．議案第３号　南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第３号　南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　本町議会議員の報酬月額については、県内外の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を踏まえ、複雑・高度化する議員職務・職責に見合った報酬月額に改正する必要があるための提案でございます。内容等については担当が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第３号資料をお願いいたします。議案第３号　南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明します。今回の改正は、全国町村議会議長会にて、議員のなり手不足問題について、その原因の一つが町村議会議員の低額な議員報酬（全国平均約21万円）であると考えられることから、町村議会議員の議会・議員活動の実態を検証するとともに、現在の町村議会議員に相応しい議員報酬のあり方を検討するため、「町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会」を設置し、平成31年３月に最終報告を取りまとめました。

　最終報告書の分析結果では、議員報酬の低さと議員定数の少なさが無投票当選につながることや、議員定数の減少により当選ラインが上昇することも議員のなり手不足の原因の一つであると示されています。また、住民への説明責任を果たす素材として、議員の活動量と首長の活動量との比較により議員報酬額を算定する手法や、議員定数は討議できる人数として一常任委員会につき少なくとも７、８人を基準とするなどの提案がまとめられています。

　一方、本町議会においては、平成の大合併議論の社会情勢の中、三位一体改革における地方交付税の大幅な減額などによる財源不足により、各種補助金の減額や公共料金の引き上げが予定されていたことから、議会においても率先して歳出削減を断行するため、平成18年実施の議会議員選挙より、議員定数22名を６名減員し16名となりました。

　また、議員報酬月額についても、人事院勧告の影響もありますが、平成12年度より改定がない状況であります。県内類似団体と比較しても最も低い金額となっております。本町の人口は、平成12年12月末、３万1,229人から令和４年12月末、４万634人と9,405人、30％増となっております。今後、本町議会議員の活動量は益々増えていくことが想定されることから、議員月額報酬の見直しの提案となります。

　改定額については、本町の人口規模、県内類似団体や全国町村議会との比較、本町議会の活動状況を踏まえ、２月１日に開催した特別職報酬等審議会からの答申通り、議員の月額報酬を議長30万円から35万円(５万円増）、副議長25万円から29万円(４万円増）、委員長24万2,000円から27万2,000円(３万円増）、議員23万3,000円から26万3,000円(３万円増）の改正で、施行日は令和５年４月１日となります。

　なお、議案第３号資料として２月１日付、特別職報酬等審議会からの答申書、また、２月21日全員協議会にて配付しました特別職報酬等審議会の資料のお目通しを併せてお願いいたします。以上が議案第３号　南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは、この議案については即決ですので質疑させていただきます。まず、今回私たち南風原町議会議員の報酬及び費用弁償ということで、報酬の増について提案をされているわけです。この手の議案はですね、近隣市町村、全国を見ても執行部からこのように提案される場合と私たち議会側から様々な議論の結果発議される場合と２通りあるというふうに理解をしています。その中でも今回は執行部からの提案ということでありますので、その背景を少し整理したいと思います。今、近年の状況下でいくとですね、新型コロナの影響も非常に厳しい。町民の皆さんの生活も苦しい。さらには南風原町においても財政健全化がようやく終了したというタイミングであります。ですから、やはりその観点は町民の皆さんにしっかりと説明責任を果たすという趣旨での質疑です。まず最初の段階として今回この議案を提出するに当たって検討をされた、また報酬審議会という外部機関に諮問をされているわけですけれども、その説明を読み取るとですね、諮問の背景としては、全国町村議会議長会からの最終報告に基づいていると。さらには平成18年の議員定数削減があったと。併せて2000年以降の人口の約１万人の増、そういったところが諮問の背景にあったと思います。これについてそのような考え方でいいか確認をしたいと思います。

　次に、この諮問した、検討した報酬審議会ですけれども、報酬審議会の答申とほぼ同じような内容で今回の議案が提出されています。つまりは、議員報酬を引き上げる必要性についても報酬審議会がある程度判断をしていただいた。そして今回の金額についても審議会のほうで様々な調査研究をされて答申していただいた。そういう理解でいいかどうか確認をしたいと思います。

　そして３点目に、先ほど最初にも申し上げましたけれども、今回議会側からの提案ではなくて町長側からの条例提案ということになっています。私たちもこの案を受けて、より一層この議員の責務に対する責任感とさらには先ほども言った町民にしっかり説明をしていくと、ご理解いただくということが必要だというふうに感じますけれども、町長からぜひ今回の条例案、私たち議員に対してどういったことを期待するのか、そういったことについても教えていただきたいと思います。１点目は諮問の背景がそれでいいか。２点目、判断は報酬審議会がしていただいたのか。３点目、私たち町議会議員に何を期待するか。この３点お願いしたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えいたします。まず１点目、２点目については仁士議員のおっしゃるとおりになっております。また額についても報酬審議会からの答申による提案となっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　照屋仁士議員のご質疑にお答えいたします。１点目、２点目につきましては総務部長から答弁があったとおりでございます。３点目の町民の皆さんへの説明等々についてのご質疑でございますけれども、これはいろんな手法で町民の皆さんには説明できるものと考えておりますし、議員の皆さん方にもそれなりに活動報告会などで地方町民の皆さんに周知をしていただければありがたいです。私といたしましては、議員の皆さんが日常的に議会活動をなさっているということが私は念頭にありますので、それにはそれなりの報酬があるべきだろうというような考えでこの辺は背景につながるわけですけれども、それは議員所見のとおりで私も同じような考え方でございますので、今後のなお一層、議員の皆さん方の活動に期待をしたいと。年４回の定例議会があるわけですけれども、それだけではなくて常日頃からぜひ行政とつながりを持っていただいて、いろいろと情報交換を共有しながらまちづくりにお力添えを賜りたいなと、そういうことではさらなる議員の皆さんの活躍に期待をしたいというふうに思っております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　総務部長、町長、ありがとうございます。この議案の重さをしっかり私も受け止めながら町民の皆さんに対して二元代表制の一部としてしっかり役割を果たしていきたいと申し上げて終わります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　今回の議員報酬見直しにつきましては、私も見直してほしいとこの場で求めてまいりました。改めて確認をしたいのですが、私たちの議員報酬はいつから現在の23万3,000円であったのか。それから町民の皆様に分かりやすくご理解いただきたいための数字を伺いますが、町民一人あたりの議会議員に対する負担額が指標としてあると思います。住民の方一人あたりが議会議員に対して幾ら負担しているんだということを、まずこの２つを伺いたい。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えいたします。まず議員報酬については平成12年度、23万3,000円となってから改定はしておりません。平成12年度から増額となっております。月額報酬の町民１人当たりの負担額については６円となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　23年間そのままできていたということですね。住民の皆さんが負担する一人あたりの負担額が月額６円という数字は先日いただいた資料を見ますと、６円というのは、ほかの比較できる自治体などの数字を見ると６円というのはようやくそこに並ぶのかなと。沖縄県内においてはまだ６円以上、７円以上、多いところは13円とありますが、一人あたりの負担額が。それでも今回見直しをしたとしてもようやくほかの自治体、類似団体に並ぶのかなという認識です、私は。そういうふうにして今回見直しの案の上程をしていただきましたが、もしこれが議決されましたら、私たち議会は今後開催されるであろう議会報告会などで説明を尽くしていくことになろうかと思いますが、行政におかれては住民の皆さんにどのようにこのことを周知していただけるのかなということを伺いたい。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　町民の周知についてはですね、この議案に限らず全議案、議会また予算等に可決されたら予算について詳しく「ハイさいよ～さん」等作成、また町広報紙への掲載、ホームページへの掲載等により町民への周知を図っているところでありまして、同じようにこの議案についても広く町民に周知をしてまいりたいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

　休憩します。

休憩（午前11時13分）

再開（午前11時14分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　ほかに質疑ありませんか。15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　今回の議員報酬に関しては、議会運営委員会とか全員協議会において全会一致ということを目標にしてやってまいりました。それで皆さんの同意を得ていますので、もし反対の方がいましたらこの議案は廃案にしたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑のある方。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第３号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第３号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第３号　南風原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第７．議案第４号　南風原町職員定数条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第７．議案第４号　南風原町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第４号　南風原町職員定数条例の一部を改正する条例　南風原町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、組織力を強化し町民ニーズや社会情勢に柔軟に対応するため、部局別の職員定数を変更したいことから、条例の改正する必要があるための提案でございます。内容等については担当がいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第４号資料１をお願いいたします。議案第４号　南風原町職員定数条例の一部を改正する条例について概要を説明します。本町では、第五次南風原町総合計画に掲げる、「ともにつくる黄金南風の郷」の将来像の実現に向け、様々な取組を実施しております。また、昨今の新型コロナウイルス感染拡大や、国の制度改革等による業務増、多様化・高度化する町民ニーズへの対応、新規重点事業への対応など今後は組織力を強化し、町民ニーズや社会情勢に柔軟に対応することが求められています。こうした状況を踏まえ南風原町行政改革推進本部で機構改革の実施に向け組織体制の見直し、定数管理及び事務分掌の検証、近隣市町村の状況、超勤時間等を参考に業務量に配慮した人員配置について検討を行い、その結果を踏まえての提案となります。

　改正内容は、町長の事務部局の職員153人を174人とし21人増、教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員61人を71人とし10人増、合計で219人から250人へ31人増、施行日は令和５年４月１日となる改正です。なお、定数219名からの増員の改正は、平成９年度以来の改正となります。

　続きまして、資料２をお願いいたします。同資料は県内類似団体の職員定数の一覧となりますのでお目通しをお願いいたします。以上が議案第４号　南風原町職員定数条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　今回の条例改正についての私たち今後、総務民生委員会でやることになるんですが、予算書の169ページ、すいませんが見ていただけますか。関連をちょっと伺いたいので。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩いたします。

休憩（午前11時21分）

再開（午前11時21分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**○７番　岡崎　晋君**　定数見直しの提案ですが、169ページの予算書では令和５年４月１日現在でトータルで246名というふうになっています。一年前ではトータルが206名、40名増えることになりますが、これは今回の定数見直しと今申し上げた40名増はどう関連があるのかということがまず１つ。そして今回の定数見直しによって会計年度任用職員の皆さんの数はどうなるのかなというこの２つを伺いたい。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えいたします。まず１点目なんですが、今回の条例についてはあくまで定数条例の提案となっています。予算書につきましては実際の実数ですね。定数条例を引き上げますが、令和５年度に31名増するということではなくて、今回31名増しまして、年度ごとにすぐには採用できませんので、年次ごとに段階を踏んで増やしていく計画となっております。また、予算書については、一般会計の職員数プラス、フルタイムの会計年度任用職員が加味された数字となっておりますので、あくまでも定数とイコールとはなりません。それと会計年度任用職員についてはこれまで通り同じ考えで必要であるため任用しておりますから、定数増によって直接大きく影響することはありません。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第４号　南風原町職員定数条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第８．議案第５号　南風原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第８．議案第５号　南風原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第５号　南風原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例　南風原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、60歳を超える職員の職制、任用及び給与等の規定を整備したいことから、条例を改正する必要があるための提案でございます。内容等については担当から申し上げます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第５号資料をお願いいたします。議案第５号　南風原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。

　今回の改正は、１点目に現行60歳の定年を令和５年４月から２年に１歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年４月に65歳となる改正です。改正後の定年年齢は、令和５年度61歳、令和７年度62歳、令和９年度63歳、令和11年度64歳、令和13年度以降65歳となります。２点目は、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職として勤務できる年齢を60歳とする役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入です。これは、管理監督職勤務上限年齢の60歳に達した管理監督職の職員については、翌年度の４月１日までに非管理監督職に異動させる制度となります。３点目は、60歳を超える職員の給与に関する規定の整備となります。定年引き上げに伴い、61歳となる年度以降の職員の給料水準を、60歳到達時の給料月額の７割水準となります。４点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入です。この制度は、60歳に達した日以後に定年前退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度です。任期は、常勤職員の定年退職日に当たる日までとなります。５点目は、暫定再任用制度の導入です。この制度は、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、現行再任用制度と同様の仕組みを措置する制度となります。任期は１年以内で、最長65歳に到達する年度まで更新可能となります。また、勤務時間については、常時勤務及び短時間勤務を選択することができます。このため、現行の再任用に関する条例は議案第６号にて廃止となります。７点目は、職員に60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するための規定の整備や地方公務員法の改正に伴う所要の改正となります。

　続きまして、資料①をお願いいたします。年齢・年度別の職員の定年年齢引上げ資料、資料②は、60歳以降の勤務の選択資料となりますので、お目通しをお願いします。以上が議案第５号　南風原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第５号　南風原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第９．議案第６号　南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例に整備等に関する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第９．議案第６号　南風原町職員の定年年齢の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第６号　南風原町職員の定年年齢の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例　南風原町職員の定年年齢の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴い、関係条例の規定の整備を行いたいことから、条例を制定する必要があるための提案でございます。内容等については担当が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第６号、資料をお願いいたします。議案第６号　南風原町職員の定年年齢の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例について概要を説明いたします。第１条は、南風原町職員の分限に関する条例の一部改正で、61歳となる年度以降の職員の給料水準を、60歳到達時の給料月額の７割水準となることから、下位の職務の級へ降格となるため降給の規定を定める改正です。第２条は、南風原町職員の懲戒に関する条例の一部改正で、60歳以前に懲戒処分を受け減給となり引き続き、60歳到達以後に給料が７割水準においても減給となる場合には、現に受ける給料月額に対する比率へ減給する改正です。第３条は、南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、地方公務員法の改正により適用条項の変更及び再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める改正です。第４条は、南風原町職員の給与に関する条例の一部改正で、61歳となる年度以降の職員の給料水準を、60歳到達時の給料月額の７割水準とする改正です。第５条は、南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、60歳到達以後も特例により管理監督職となる職員については、育児休業等を取得することができない規定の追加です。第６条は、南風原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正で、60歳到達以後も特例により管理監督職となる職員については、公益法人等への職員派遣等を除く規定の追加です。第７条は、南風原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、地方公務員法の改正により、人事行政の運営等の状況の公表について適用規定の変更による改正です。第８条は、南風原町職員の再任用に関する条例の廃止で、職員の定年等に関する条例等への適用条例が改正となるため廃止します。以上が議案第６号　南風原町職員の定年年齢の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第６号　南風原町職員の定年年齢の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第10．議案第７号　南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第10．議案第７号　南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第７号　南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例　南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めたいことから、条例を制定する必要があるための提案でございます。内容等については担当が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第７号資料をお願いいたします。議案第７号　南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例について概要を説明いたします。今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法制の一元化が図られたことによるものです。これまでの、民間事業者を対象とした「個人情報の保護に関する法律」、国の行政機関を対象とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等を対象とした「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の３本の法律と、地方公共団体がそれぞれで定めていた個人情報保護条例が、「個人情報の保護に関する法律」に統合されました。個人情報保護法制の一元化により、法で全国的な共通ルールが規定されたことから、本条例では、法と重複する規定の削除や手数料など条例で規定する必要がある事項、現行の取扱を継続するために必要な事項であって条例に規定することが許容されているものについて規定することとなります。なお、条例の目的が「個人情報保護に関する規定をするもの」から、「法の施行に関し必要な事項を定めるもの」に変わるため、「南風原町個人情報保護条例」を廃止し、「南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例」となります。

　条例の内容は、第１条は、法の施行に関し必要な事項を定めるという条例の趣旨を規定しています。第２条は、条例における用語の定義は、法の定めるところによる旨を規定しています。第３条は、個人情報取扱事務登録簿について、第４条は、開示請求の手続について、第５条は、開示請求に係る手数料等について、第６条は、南風原町情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について、第７条は、規則への委任についてを規定しています。なお、施行期日は令和５年４月１日となります。また、附則において南風原町個人情報保護条例の廃止、南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正をはじめ、その他各町立施設の設置及び管理に関する条例の一部改正において、個人情報に関する事項に個人情報の保護に関する法律を規定する改正です。以上が議案第７号　南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第７号　南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第11．議案第８号　南風原町情報公開及び個人情報保護審査会条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第11．議案第８号　南風原町情報公開及び個人情報保護審査会条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第８号　南風原町情報公開及び個人情報保護審査会条例　南風原町情報公開及び個人情報保護審査会条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　南風原町情報公開及び個人情報保護制度審議会条例に規定する南風原町情報公開及び個人情報保護制度審議会と南風原町情報公開条例及び南風原町個人情報保護条例に規定する南風原町情報公開及び個人情報保護審査会及び南風原町情報公開及び個人情報保護制度運営審議会を統合し、審査請求及び個人情報保護制度の運用に係る調査審議を併せて取り扱う諮問機関を設置したいことから、条例を制定する必要があるための提案でございます。内容等の説明については担当が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第８号資料をお願いいたします。議案第８号　南風原町情報公開及び個人情報保護審査会条例について概要を説明いたします。第１条は、審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続き等を定めるという条例の趣旨を規定しています。第２条は、第１条の趣旨に基づき、情報公開制度及び個人情報保護制度における適正かつ円滑な取扱いの確保等について調査審議するため、審査会の設置について規定しています。第３条は、条例における諮問庁、公文書、保有個人情報の定義を規定しています。第４条は、審査会の所掌事項について、第５条から第７条までは、審査会の組織体制について、第８条から第15条までは、審査会が第４条の規定に基づき、実際に行う調査審議関係について、第16条は、規則への委任についてを規定しています。なお、施行期日は基本、令和５年４月１日となります。

　また、附則第３条において南風原町情報公開及び個人情報保護制度審議会条例の廃止、第４条は、同制度審議会の廃止に伴う経過措置、第５条は、今回の審査会条例の制定に伴い、南風原町情報公開条例に規定されていた情報公開及び個人情報保護審査会と情報公開及び個人情報保護制度運営審議会に係る規定の削除、並びに字句の改正、第６条・第７条は、第５条で削除された旧審査会及び旧制度運営審議会の廃止に伴う経過措置を規定しています。以上が議案第８号　南風原町情報公開及び個人情報保護審査会条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第８号　南風原町情報公開及び個人情報保護審査会条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第12．議案第９号　南風原町押印を求める手続きの見直しのための関係条例の整備に関する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第12．議案第９号　南風原町押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第９号　南風原町押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例　南風原町押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　押印を求める手続きの見直しに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要があるための提案でございます。内容等の説明については担当が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第９号資料をお願いいたします。議案第９号　南風原町押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例について概要を説明いたします。経緯　本条例は行政改革の一環として、町民の負担を軽減し、町民サービスの向上を図るとともに、行政手続きのオンライン化を促進することを目的としています。また町の業務効率化の観点から内部組織で行う手続についても見直しの対象としています。今回、町の「行政手続きの押印見直し方針」に基づき、５件の関係条例の一部を一括して改正するために、本条例を制定します。

　概要　第１条は、職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正となり、職員の服務の宣誓における対面での「署名」及び「押印」を不要とし、その他所要の規定を整備するための改正となっております。第２条は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正となり、「審査申出書への審査申出人の押印要件の削除」及び「署名押印」を「記載」に改めるための改正となっております。第３条は、南風原町職員被服貸与条例の一部改正となり、様式にある「㊞」を不要とするための改正となっております。第４条は、南風原町火入れに関する条例の一部改正となり、様式にある「㊞」を不要とするための改正となっております。第５条は、南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正となっており、様式にある「印」を不要とするための改正となっております。附則　この条例は、令和５年４月１日から施行する。以上が議案第９号　南風原町押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例についての概要となります。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは即決案件ですので質疑をさせていただきたいと思います。今、９号の資料でですね、５件の関係条例の一部を改正するということでご説明いただきました。この経緯から見て町民の負担を減らすとか、町民サービスの向上という視点でいけば、ちょっとこの５件に留まっているというのが非常に少なく感じるわけですね、印象としては。やはり経緯の中で示されているサービスの向上を図るのであれば、今後もっと押印廃止とかも進めていくべきだという観点なんですけども、今回のまず５件というのは異存は僕はありません。ただ、検討項目について対象が多分膨大にあるんだろうというふうに予測するんですけども、この検討対象が細かい数字ではないのかもしれませんけど、おおよそで結構ですので、どれぐらいあって、また今後進んでいくのかその辺の方向性を教えていただきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質疑にお答えいたします。今回提案しているのはあくまでも条例となっておりまして、条例以外にも規則27件、告示103件、訓令８件、今回の条例も合わせて143件の例規のほうを改正します。改正により押印が見直しされる様式のほうは全部で471件となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　今内容を聞いて安心しましたけれども、ぜひこのオンライン化、町民サービスの向上を今後もこれで終わりではなくて、進めていただきたいというふうに思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第９号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第９号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第９号　南風原町押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第13．議案第10号　南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第13．議案第10号　南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第10号　南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例　南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和５年２月１日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるための提案でございます。内容については、担当が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　知念　功君**　それでは議案第10号の資料をご覧ください。南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。まず改正の趣旨としましては、健康保険法施行令の一部改正により出産育児一時金等の支給額の見直しが行われます。この改正に伴い、出産育児一時金等の支給額について国民健康保険においても同様の取扱いとするため、南風原町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

　概要としましては、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給額について、現行の40万8,000円から48万8,000円に引き上げられます。この改正による出産育児一時金等の支給額内訳は以下の表のとおりで、支給総額は８万円増え50万円となります。表のほうをご覧ください。まず出産育児一時金、現行40万8,000円から８万円引き上げ、改正後は48万8,000円となります。加算金については変更なくそのまま１万2,000円、支給総額としては50万円というふうになります。この条例につきましては、令和５年４月１日からの施行となります。以上が議案第10号についての概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　１点だけ確認します。本町の対象者は何人ぐらいになるかお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　浦崎みゆき議員のご質疑にお答えいたします。年間50人ぐらいの出生がありますので50人ぐらいが対象者になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第10号　南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時54分）

再開（午後０時59分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**日程第14．議案第11号　南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第14．議案第11号　南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者からの提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第11号　南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例　南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　沖縄県への国民健康保険事業費納付金の納付及び沖縄県から示された標準保険料（税）率を踏まえ、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるための提案でございます。内容の説明については担当がいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　知念　功君**　議案第11号　南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。議長、休憩お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時01分）

再開（午後１時02分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**○民生部長　知念　功君**　それでは資料に沿って概要をご説明いたします。まず資料の表①のほうをご覧ください。県から市長村に課せられます国保事業費納付金、その事業費納付金の平成30年度からの推移と示される集めるべき国保税の推移を表で表わしております。事業費納付金につきましては、平成30年度は11億8,900万円でした。年々、事業費納付金増額しておりまして令和３年度は一旦若干下がりましたが、令和４年度、そして令和５年度の事業費納付金についても本算定が終わりまして１月に県から示された金額が、南風原町に対しましては14億1,409万4,224円の事業費納付金が課せられております。次の欄です。南風原町に示された事業費納付金、そして標準保険税率、そういったものを基にして南風原町が集めるべき国保税、これも県から示された部分が平成30年度は９億4,258万5,784円だったものが、令和５年度は12億3,344万8,203円というふうな形で相当な伸びがございます。そういった状況の中、やはり毎年度、単年度赤字が発生している状況でございますので、町といたしましては、やはり全てを一般財源で補うというわけにはいきませんので、適正なる課税ということで税率の見直しを提案するものでございます。

　表の②をご覧ください。青い網掛けの部分は現行の税率でございます。まず所得割が11.22％、均等割が３万5,300円、平等割が２万9,200円でございます。この現行の税率でいきますと軽減前の調定額は８億9,212万1,163円となります。軽減後は７億4,382万3,200円というふうになります。この金額自体が県から示されている事業費納付金と相当な乖離があるということがこの表で分かります。そういった中、我々としましては黄色い網掛けの部分を、今回改正案として提案するものでございます。所得割に関しましては12.87％、現行から1.065ポイントの上昇ということです。そのすぐ上にある標準保険税率というのが、県が示した南風原町に対する標準保険税率でございますが、県からは13.95％を示されておりますが、この差が大きいことからいきなり13.95％ということは負担増を相当招きますので、町としては12.87％というふうに計算しております。その隣、均等割につきましては現行３万5,300円を３万6,300円、こちらは1,000円のアップということになります。その隣が平等割３万4,700円、現行との差は5,500円ということになります。それぞれ上段の県から示された金額と比較しますと、改定後もまだ差はございますが、急激な保険税の上昇を避ける意味でも今回の改正案はこの部分の金額というふうに提案いたします。この税率で計算しますと調定軽減前の金額が９億8,650万7,040円、現行の税率との計算との差額が9,438万5,877円と9,400万円余り税収が増えるというふうな形になります。しかしながらも県から示された部分に関しては差額がまだ２億4,600万円余りあるというふうなことでございます。さらに軽減後は８億2,503万5,800円となり、税収としては8,121万2,600円の増となるという計算となります。

　次、裏面の表をお願いします。我々がどのような考え方で今提案しております、所得割、均等割、平等割の金額の計算過程においてどの水準というふうに決めた考え方としましては、この表③のほうですね、左側から所得割、真ん中が均等割、右が平等割となっています。それぞれ順位が付けられております。このアルファベットは県内課税の３方式を取っております16市町村の市町村名となります。順位が付いております。まず、所得割からいきますと、青い網掛けの部分16位ですね。現状の税率、南風原町の所得割は11.22％。率でのこれは順位ではございません。その11.22％の隣に標準というふうな枠がございますが、県が示した標準税率に対して、それぞれ市町村が課している税率がどれだけの割合まで達しているかという率での順位付けでございます。そうした場合、本町は県から示された標準税率に対して80.43％の数値まで課税しているというふうな形になります。そういったことから我々としましては、やはり県から示される標準税率に近づけていくべき必要があるという判断で、この割合を基に16の市町村の平均となるような形で平均が大体92.26％、県から示された標準税率の92.26％まで税率を持っていくという考え方の下、今回の所得割に関しては12.87％というふうな形で試算しております。均等割に関しましては、元々、この場合は割合ではなくて県から示された金額との差額ですね、市町村平均では２万5,242円の差がございますので、これも16市町村の平均に近づくような形で今回1,000円アップしまして３万6,300円を提案すると。そして平等割に関しましては、これも金額の県が示した標準税率との差が、県平均全体では6,279円ですので、こちらも今現在では１万1,791円ありますので、県平均中央ぐらいにくるような形で３万4,700円での改正という形で、今回の国民健康保険税率等の改正の提案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第11号　南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第15．議案第12号　南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第15．議案第12号　南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者からの提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第12号　南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるための提案でございます。内容の説明については担当者が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　知念　功君**　議案第12号　南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について資料に基づき概要をご説明いたします。まず、改正の概要といたしましては、民法等の一部改正がございまして、民法においては懲戒権の規定が削除されました。その関係で本条例について第26条関係で懲戒権の部分の削除がございます。

　２点目、４月１日から発足しますこども家庭庁について、そのこども家庭庁設置法の施行に伴って関係法律の整備に関する法律により改正がございます。まず、１点目は条項ずれに関するものが本町条例において第４条、第６条、第７条、第15条、第20条、第35条、第36条、第37条、第39条、第51条、第52条、附則の第２項というふうな形で条項ずれによる改正がございます。２点目に関しましては、厚生所属監督省庁等について、厚生労働大臣から内閣総理大臣への所管省移管に関する部分がございます。こちらに関しましては第15条それから第44条についての改正となります。以上が議案第12号についての概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第12号　南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第16．議案第13号　南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第16．議案第13号　南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者からの提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第13号　南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるための提案でございます。内容説明については担当が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　知念　功君**　議案第13号　南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について資料に沿って概要をご説明いたします。改正の概要につきましては大きく３点ございます。まず１点目に関しましては、先ほどの条例改正でもございましたが、民法等の一部を改正する法律による懲戒権規定の削除によるもので、13条の改正がございます。２点目は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正による、厚生労働大臣から内閣総理大臣への所管省移管に関するものが第25条で改正がございます。３点目でございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令によるものの中で、まず（１）として、家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画の策定及び当該計画に従い、必要な措置を講ずることの義務付けがございます。こちらは第７条の２で本町も規定します。（２）です。家庭的保育事業者等が利用乳幼児のために自動車を運行するときは、乗車及び降車時に点呼等により利用乳幼児の所在を確認するとともに、送迎用自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えることの義務付けでございます。第７条の３で規定されます。ただしこちらに関しましては、令和６年３月31日までは、代替の方法による経過措置が付されております。（３）でございます。家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等を併設する場合における職員の兼務及び設備の共用は、保育に支障がないときに限り、行うことができることということで第10条に規定します。それから（４）感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止のために講ずるべき措置の内容を具体的に規定しております。こちらが第14条第２項になります。以上が議案第13号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第13号　南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第17．議案第14号　南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第17．議案第14号　南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者からの提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第14号　南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉施設の設備の運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるための提案でございます。内容説明は担当者が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　知念　功君**　議案第14号　南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について資料に沿って概要をご説明いたします。まず１点目です。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令によるもので、（１）のほうです。放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講ずることの義務付けでございます。先ほどの条例13号と同じような関連の部分の改正がございます。こちらも令和６年３月31日まで経過措置がございます。２点目でございます。放課後児童健全育成事業者が利用者のために自動車を運行するときは、乗車及び降車時に点呼等により利用者の所在を確認することの義務付け。第６条の３関係でございます。（３）放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに感染症や非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に行うため、また、非常時の体制で早期に業務を再開するための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。業務継続計画、そういった計画に基づき必要な措置を講ずるよう努めることということで、第12条の２関係でございます。（４）です。感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止のために講ずるべき措置の内容を具体的に規定しております。第13条第２項関係となります。以上が議案第14号の改正概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　それでは質疑いたします。（１）の安全に関する事項についての計画策定ですけども、今現在そういったものが本町において何か策定されているところはあるかどうか、お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。現在においては、既に個別ごとに既存の事故防止、事故発生時のガイドライン、また感染症のガイドライン、食事アレルギーなどに関するガイドラインといった各種ガイドラインがもう既にできておりまして、今後この安全計画についても様々なガイドラインを基に策定される予定となっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　これは全ての施設がされているということでよろしいでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。安全計画については、今既にこの内容の通知を送ってですね、各施設まだ進行の差はあるのですが、取り掛かっているところでございます。令和５年度からは本条例に基づいて安全計画を各施設にしっかり備え付けられるように我々のほうも適切に対応していきます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　その全体の資料を委員会のほうで提出をお願いしたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　はい、委員会にて提出いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第14号　南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第18．議案第16号　南城市区域外路線の廃止の承諾について**

**日程第19．議案第17号　路線の変更について**

**日程第20．議案第18号　南城市区域外路線の認定の承諾について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第18．議案第16号　南城市区域外路線の廃止の承諾について、日程第19．議案第17号　路線の変更について、日程第20．議案第18号　南城市区域外路線の認定の承諾についてを一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第16号　南城市区域外路線の廃止の承諾について　次のように道路法第10条第１項の規定に基づき同条第３項において準用する第８条第３項及び第４項の規定により南城市区域外路線の廃止を承諾することについて、議会の議決を求めるものであります。承諾が必要な区間は、表に表記のとおりでございます。提案理由　南城市道、西江戸東江戸線の設計変更が生じたことから区域外路線の廃止を承諾する必要があるための提案でございます。

　続きまして、議案第17号　路線の変更について　次のように道路法第10条第２項の規定に基づき町道の路線を変更することについて、同条第３項において準用する第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものであります。変更する路線は、表のとおりでございます。提案理由　南城市区域外路線の認定に伴い町道の路線の変更を行う必要があるための提案でございます。

　続きまして、議案第18号　南城市区域外路線の認定の承諾について　次のように道路法第８条第３項の規定に基づき南城市区域外路線の認定を承諾することについて、同条第４項により議会の議決を求めるものであります。承諾が必要な区間は、表のとおりでございます。提案理由　南城市が区域を越えて道路整備を行うことから、区域外路線の認定を承諾する必要があるための提案でございます。内容の説明は担当者が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　それでは議案第16、17、18号の資料をお願いします。議案第16号　路線の廃止の承認、議案第17号　路線の変更、議案第18号　路線の認定の承認については、関連しますので、まとめて概要を説明いたします。今回の路線承認等につきましては、南城市における指導整備に伴い、路線の廃止及び路線の変更、路線の認定を行うものです。

　それでは、資料の２ページ目をご覧ください。位置図上段の赤色部分の西江戸東江戸線を位置図下段の青色線に変更を行うものです。はじめに議案第16号で路線の廃止を行い、その後、議案第18号で路線の認定をして、南城市道とするものです。

　続きまして、３ページ目の位置図をご覧ください。位置図上段の赤線部分の南風原町40号線を短くして青線へ変更を行うことを議案第17号の路線の変更で行い、短くした部分は、位置図下段の青線部分で新たに南風原手登根線として市道認定を議案第18号の路線の認定で行い、南城市道とするものです。以上が議案第16号　路線の廃止の承認、議案第17号　町道の路線の変更、議案第18号　路線の認定の承認についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。議長、休憩願います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時32分）

再開（午後１時32分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　以上が説明となります。よろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから議案第16号から議案第18号の質疑に入ります。質疑はありませんか。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　ちょっと質疑です。南城市側に移るということですが、今現在でもかなり交通量が増えていて、結構事故がある認識です。この場合、今後信号とかの設置がもしかしたらあると想定された場合、その設置義務というのは本町に残るのか、南城市に行くのか教えてください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　今のご質疑にお答えします。青色部分で整備を行った場合ですね、今議員がおっしゃる信号機が南風原区間に設置する要望があれば、当然南風原の対応となっております。それはまた総務課と相談しますけれども、区域が南城市側にあれば、それは当然南城市側の担当となると思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ある方。

　休憩します。

休憩（午後１時35分）

再開（午後１時35分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　先ほど私が、議案第16号の南城市区域外路線の廃止の「承認」と言いましたが、「承諾」です。訂正いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　よろしいですか。ただいまの件も含め、質疑ないでしょうか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なければ、これをもって質疑を終わります。

　お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号から議案第18号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第16号から議案第18号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第16号から議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第16号　南城市区域外路線の廃止の承諾についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

　次に議案第17号　路線の変更についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

　次に議案第18号　南城市区域外路線の認定の承諾についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第21．議案第15号　南風原町地域防災計画の修正について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第21．議案第15号　南風原町地域防災計画の修正についてを議題とします。まず、提出者からの提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第15号　南風原町地域防災計画の修正について　南風原町議会基本条例第13号の規定に基づき、南風原町地域防災計画を修正したく議会の議決を求めるものであります。提案理由　近年の大規模災害の教訓を踏まえた国の防災基本計画等の上位計画の修正及び災害対策基本法の一部改正等に基づき、本町の地域防災計画を修正し防災体制の万全を期す必要があるための提案でございます。内容説明は担当者が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　議案第15号資料をお願いいたします。それでは議案第15号　南風原町地域防災計画の修正について、概要を説明します。本町が目指す安全・安心なまちづくりの実現に向けた総合的な防災危機管理体制の整備・充実を図り、より実効性及び実用性の高い「南風原町地域防災計画」とするため、計画の修正を行うものです。修正にあたり、国の防災基本計画、沖縄県地域防災計画など上位計画との整合性や「近年の大規模災害の教訓を踏まえた修正」、「災害対策基本法等の改正を踏まえた修正」、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正」、「最新の被害想定を踏まえた修正」、「その他最近の施策の進展等を踏まえた修正」の方針に基づき実施しております。

　１点目の「近年の大規模災害の教訓を踏まえた修正」は、平成30年７月豪雨災害、令和元年東日本台風、令和元年房総半島台風等、全国で未曾有の災害が多く発生しており、こうした教訓を踏まえた対策を追加するものです。水害・土砂災害からの避難対策に関する修正については、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知、住民の避難行動等を支援する防災情報の提供、応急対策職員派遣制度の充実を明記しております。また、災害リスクととるべき行動の理解促進に関する修正については、ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知、避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進、豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施を明記しております。長期停電への対応強化に関する修正については、病院等重要施設の非常用電源確保の推進を明記しております。

　２点目の「災害対策基本法等の改正を踏まえた修正」は、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法の改正等の内容を追加するものです。個別避難計画の作成修正については、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画作成の努力義務化を明記しております。また、避難勧告・避難指示については、一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直しました。広域避難に関する事項の修正については、災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議、他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定の締結、大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施について明記しました。迅速な救助の実施については、救助実施市町村による救助と都道府県による連絡調整の実施について明記しました。

　３点目の「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正」は、新型コロナウイルス等の感染症が蔓延した状況を想定して、必要な対策を追加するものです。避難所における感染症対策の修正については、避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施を明記しております。また、避難所開設・運営訓練の実施については、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施を明記しております。パーティション等の備蓄の促進については、マスク、消毒液に加え、感染症対策に必要な物資の備蓄の促進を明記しております。コロナの自宅療養者等に対する情報共有等については、平常時からの、危険エリアに自宅療養者等の有無の確認、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供を明記しております。被災自治体への応援職員等の感染症対策については、健康管理やマスク着用等の徹底、執務スペースの適切な空間の確保を明記しております。

　４点目の「最新の被害想定を踏まえた修正」は、洪水浸水想定及び地震・津波被害想定について、県計画との整合性を図り、最新の情報に修正するものです。洪水浸水想定の更新については、平成27年の水防法改正に伴い、平成30年に沖縄県において浸水想定区域が変更となりました。そのため、本町域に該当する河川である国場川の洪水浸水想定区域についても反映しております。また、地震・津波被害想定の更新については、現時点で最新の地震・津波被害想定結果を反映しております。

　５点目の「その他最近の施策の進展等を踏まえた修正」は、災害対応業務のデジタル化の推進、福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保、事前防災の取組や複合災害への対応の推進、ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援、防災ボランティアと自治体・住民ＮＰＯ等との連携・協働の促進、正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進、それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建、女性の視点を踏まえた防災対策の推進、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を明記しております。以上が議案第15号　南風原町地域防災計画の修正についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは即決案件ですので、質疑をしたいと思います。膨大な修正、非常にご苦労さまです。町民の皆さんから関心が高い話題点について、２点だけお伺いしたいと思います。今回のこの地域防災計画の修正によってですね、自主防災組織についてどのように変化があるのか、それについて教えていただきたいと思います。

　２点目には、これも町民の皆様の関心が高いところですけれども、今回防災計画ですので直接の関係はないかもしれませんが、今、いろんな世界情勢の中で不測の事態がたくさんあります。防災に関連しない、防災ではないにしてもテロとか犯罪、事件事故、また防衛に関する、そういった観点のところはどのようにフォローされるのか教えていただきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えいたします。まず、自主防災組織の変更については、これはどこでも、全体的になんですが、自主防災組織の強化、活動の範囲を広がってきている明記をしておりますので、今後ますます自主防災組織の必要性が明記された計画となっております。

　また２点目の防衛等に関する事項については、これは地域防災計画でありまして、災害等については、国防に関するものについては別の国民保護計画のほうで明記しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　１点目については了解しました。

　２点目の国民保護計画ですけれども、なかなか町民の皆さんにとってはなじみがなかなかないというところで、この違いがわからないとか、そういう視点でありました。この防災計画にも出てきますけれども、住民の避難計画、個別計画いろいろあるんですけれども、当然リンクする部分と違う部分が出てくると思いますが、国民保護という市町村行政じゃないというところで、市町村の裁量が生かされないんじゃないかという懸念が、今いろんなところで話題になっていて、私のところにも寄せられています。そういったところでは直接の関係性はないんですけれども、そういったことが担保される状況なのか、もしくは課題として、そういった課題が本町として考えられているのか。それについて少し見解だけでも教えていただけたらと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。今回の地域防災計画につきましては、あくまでも自然災害に関するものの計画ということでまとめているところです。また、先ほどの国民保護計画のほうは武力攻撃等の対応でのそういった避難計画ということになるかと思うんですが、確かにこの避難計画については本町でも整備されていませんので、県のそういった計画等を示しながら、確認しながら、今後武力攻撃に対する避難計画等につきましては、改めてまた整備をしていきたいと考えているところです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時51分）

再開（午後１時51分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　ほかに質疑ありませんか。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　意見の募集の期限が過ぎてから、ふと思いついたというか、最近はドローンの活用とかがいろいろ出てきているんですけれども、災害が起きて道路が通れなくなってしまったときとかに、ここにはヘリコプターの利用活用が出ていますけれども、ドローンもかなり効果的じゃないのかなと思うんですが、その辺の考えはないですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。本町でのドローンの整備は予定していないんですが、東部消防のほうにおきまして、今年度に２台の整備を行うということで聞いております。それにつきましては、東部消防のほうからもぜひ活用してほしいということでのお話がありましたので、必要な際にはそういうふうな活用をしていきたいと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　あと、農業のほうでもアシストスーツとかパワードスーツとか、力が弱くても重いものが持てるような、そういう新しい技術が導入され始めていますけれども、東部消防のほうでも使えるのかなとか、災害にも使えるのかなと思いますが、そういう新しい技術の導入とかはどうでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。今回の計画のほうにはそこまで示されていないんですが、必要な際にはそういった最新の技術等を活用できるように、必要なマニュアル等の整備をして、活用のほうを図っていきたいと思っております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑はありませんか。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　今回の計画の見直しのご提案に当たっては、これだけの資料を用意されるのは本当に大変だったと思います。ご苦労さまでした。この資料の後ろのほうにある資料99のところで、南風原町防災会議委員の名簿、計13名の委員がおられます。町長以下役場から４人、陸上自衛隊、与那原警察署、南部土木事務所、沖縄電力、東部消防、区長会、それから大学、気象台、南風原町社会福祉協議会と13人の方々がこの防災会議の委員としていらっしゃいます。下のほうで見ると、委員の任期は令和５年２月７日から２年間。この計画修正は、５年たったので修正のご提案だと思うんですが、ここにいらっしゃる13名の委員の皆さんは、この見直しの作業にどのように関わってこられたのかな。そして今後２年間、どういうふうに私たち南風原町の地域防災計画に関わっていかれるのかというのが１つ。

　もう一つ、先ほど照屋議員も触れましたが、同じこの資料の25ページ、第６節で町民等の責務とございます。そこの２番で自治会自主防災組織とありまして、やはり大規模災害においては何と言っても自助、そして共助だと思います、まずは。そのために自主防災組織はぜひ南風原町の全自治会にできてほしいとずっと願っております。残念ながら私たちの新川もまだ自主防災組織は立ち上がっていないんですが、私自身何とか新年度中には発足できたらと強く願っているところですが、この２番のところでうたっているように、10項目上げていますけれども、これらのことはやはり自主防災組織があって初めて機能することじゃないかなと思うんですね、強く。それで私は先日の全体協議会の後に議員から意見、要望等があればメールでということでしたので、私出させていただいたんですが、各自治会での自主防災組織の立ち上げに役場の皆さん、総務課だけではなくて全庁挙げて自主防災組織の発足を応援していただきたいというふうに私は要望しました。これは本当に強く思います。このことについて、先ほど総務部長は自主防災組織の意義がますます強く望まれるというようなことをおっしゃって……。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時59分）

再開（午後１時59分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　25ページの第６節の２の自主防災組織について今伺っております。この２つについて、お答えと見解を伺います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えします。まず１点目の防災会議のメンバーの役割についてなんですが、この防災会議の中で非常に有効な意見を出していただく、各委員からですね。すごい有効な意見を出していただけました。また、今日配布していますＡ３の資料があると思いますが、南風原町防災会議委員のご意見とその対応についてということで、やはりこの専門的な視点で最新の情報を基に修正を行っております。非常に貴重なメンバー、会議の作成に当たっては非常に貴重なご意見をたくさんいただけました。また今後の役割については、ふだんからの防災に対する訓練、また連携が必要となりますので、災害対策については重要な組織の町のメンバーからなる会議ですので、今後も引き続き連携、強化していきたいと考えております。

　また、23ページの６節、町民等々の責務の２の自治会自主防災組織については、我々も非常に有効な大事な組織と考えておりますので、自主防災組織の立ち上げについては支援してまいりたいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　ありがとうございます。資料99の13名の委員の中には、ぱっと見て私が思ったのは、インフラで一番大事かなと思われる水道、いわば南部水道企業団の方がこの中にいらしてもいいんじゃないのかなと思ったんですが、今後このメンバーの委員の皆さんは増えたり減ったりとか、変わることもあり得るんでしょうか。私は南部水道の方もぜひ入ってほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　委員についてはですね、議員提案のとおり給水計画も必要なことから、必要に応じ今後も検討してまいりたいと。委員の構成については今後も必要に応じて見直しを行っていきたいと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第15号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第15号　南風原町地域防災計画の修正についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時03分）

再開（午後２時03分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**日程第22．議案第19号　南風原町教育委員会教育長の任命について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第22．議案第19号　南風原町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。まず、提出者からの提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　議案第19号　南風原町教育委員会教育長の任命について　南風原町教育委員会の教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。記　氏名　金城郡浩、生年月日、住所につきましては表記のとおりでございます。提案理由といたしまして、上記の者は、南風原町教育委員会の教育長として適任であると思慮し提案する。

　次のページに履歴書を添付しておりますので、お目通しをください。よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第19号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第19号　南風原町教育委員会教育長の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時06分）

再開（午後２時08分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**日程第23．諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について**

**日程第24．諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第23．諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について、日程第24．諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦について、２件を一括議題とします。まず、提出者からの提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について　下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、人権擁護委員法第６条第３項の規定によって、議会の意見を求めます。記　氏名　伊良皆マサ子、住所と生年月日につきましては表記のとおりでございます。提案理由　上記の者は、人格識見高く、広く社会の実情に通じており、委員として適任であると思慮しますので提案する。

　次のページに履歴書がございますので、お目通しをお願いいたします。

　諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦について　下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、人権擁護委員法第６条第３項の規定によって、議会の意見を求める。記　氏名　宮里秀勝、住所と生年月日は表記のとおりでございます。提案理由　上記の者は、人格識見高く、広く社会の実情に通じており、委員として適任であると思慮しますので提案する。

　次のページに履歴書がございますので、お目通しをお願いいたします。よろしくご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから諮問第１号及び諮問第２号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第１号及び諮問第２号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって諮問第１号及び諮問第２号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから諮問第１号及び諮問第２号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、適任とすることに決定しました。

　これから諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、適任とすることに決定しました。

**日程第25．報告第１号　令和５年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第25．報告第１号　令和５年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第１号　令和５年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について　地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和５年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告いたします。お手元に令和５年度の事業計画書を配付しております。これはさきの沖縄県町村土地開発公社の理事会で承認された計画書となっております。なお、南風原支社におきましては、令和５年度は事業を予定していないことから記載はございません。以上、沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告でございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第１号　令和５年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告については、これをもって終了します。

**日程第26．報告第２号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第26．報告第２号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第２号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について　地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により報告をいたします。記　１　専決処分事項　和解及び損害賠償額の決定について、２　専決処分した理由　法律上町の義務に属する損害賠償で、１件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項でございます。内容については担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　それでは報告第２号の専決処分について説明いたします。２ページをご覧ください。専決処分事項については、和解及び損害賠償額の決定について、相手方　表記のとおりとなります。３　事故の概要　令和４年６月22日校外を巡視中、路地に駐車する際に車両左後部を駐車車両にぶつけ、相手車両の後方バンパーを破損した。４　損害賠償額　28万3,500円。

　次に３ページの事故発生状況略図をご覧ください。３ページ資料の事故発生状況略図で説明します。事故日時が令和４年６月22日午後４時55分頃です。事故の場所は、字津嘉山669番地１で、県道128号線と町道８号線交差点を津嘉山児童館方向へ進み、右側１つ目の路地を右折し、約150メートル進んだ路地となります。車両は中学校が管理する学校車で、下校時刻の後に校外を巡視中に事故を起こしております。損害賠償額は28万3,500円となります。以上、報告２号の専決処分の報告についての説明となりますが、そこでおわびを申し上げます。今回の専決処分の報告は、事故日時が昨年６月22日、専決処分が２月21日と遅れた理由は、事務手続の中で確認連絡等が遅れたことによるものです。今後、同様な事案が発生しないよう気を引き締め事務を行ってまいります。申し訳ありませんでした。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第２号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

**日程第27．報告第３号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第27．報告第３号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第３号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について　地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により報告をいたします。記　１　専決処分事項　和解及び損害賠償額の決定について、２　専決処分した理由　法律上町の義務に属する損害賠償で、１件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項となります。内容については担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは専決処分内容についてご説明いたします。２ページをお願いいたします。まず専決処分事項ですが、和解及び損害賠償額の決定についてです。２　相手方については、表記のとおりであります。３　事故の概要について、令和４年８月16日、サンエーつかざんシティ立体駐車場入り口にて、乗車中の車両上部のスピーカーが高さ制限のポールに接触し、後方を走行していた車両に落下したものであります。損害賠償額が４万7,400円で、過失割合が100％となっております。そのための専決処分でありました。こちらも報告第２号と同様に発生時が令和４年８月となっておりまして、専決処分したのが２月21日ということで、専決処分をすることを失念していたことから今回の報告となりました。今後は事務をするに当たり、連携を密にしてこういうことがないように再発防止に心がけていきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第３号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

**日程第28．決議第１号　議員派遣の件について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第28．決議第１号　議員派遣の件についてを議題とします。

　お諮りします。議員派遣の件については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって議員派遣の件の件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時21分）

再開（午後２時21分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午後２時21分）